

安全保障理事会議長声明

「大湖地域の状況」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2013年7月25日に開催された、安全保障理事会の第7011回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を発した。

安全保障理事会は、東部 DRC および大湖地域の永続的平和と安全を達成することに不可欠である、コンゴ民主共和国（DRC）および同地域のための平和、安全および協力枠組（PSC 枠組）の下での公約の履行に対する安保理の支援をくり返し表明する。

安全保障理事会は、2013年5月26日のアジス・アベバにおける PSC 枠組の地域的監視制度の最初の“11+4”会合および全ての署名者による PSC 枠組の履行を評価する達成目標の設定についての進展をなすことを目的とした2013年6月24日と7月22日のナイロビにおける技術支援委員会の最初の二つの会合の開催を含む、PSC 枠組の署名者および保証者により今日までに取られた活動を、これに関連して歓迎する。この文脈において、安全保障理事会は、PSC 枠組の履行に関する進展を含む、同地域の進展を更に再検討する、ナイロビで7月31日に行われることが予定されている、ICGLR サミットに期待している。安全保障理事会は、国連、AU、ICGLR および SADC 並びに他の関連する国際的および地域的機構に対し、PSC 枠組の履行に向けて、国際社会の持続的な関与と支援を得て、共に活動し続けることを奨励する。

安全保障理事会は、DRC および同地域の諸国に対し、PSC 枠組の下でのその各々の公約を迅速に、完全にそして誠実に履行することを求める。安全保障理事会は、DRC に対し、治安部門改革を継続し且つ拡大すること、国家権力を統合すること、地方分権に関する進展をなすこと、そして和解、寛容および民主化の議題を促進することを求める。安全保障理事会は、同地域の諸国に対し、隣国の主権および領土保全を尊重し、隣国の国内問題に干渉せずに、国際人道法および人権法違反の容疑者若しくは国際連合制裁体制により一覧表に掲載された者を匿わずにそして説明責任を促進することを求める。安全保障理事会は、同地域の全ての諸国に対し、あらゆる種類の武装集団を寛大に取り扱わないばかりでなく援助や支援も提供しないことを求める。

安全保障理事会は、PSC 枠組および決議 2098 (2013) により要請された、DRC のジョセフ・カビラ大統領による国家監視制度の設立を歓迎し、そして DRC 大統領に対し、この制度の透明性と包括性を確保することを求める。安全保障理事会は、DRC 政府に対し、包括的な軍事および警察改革の更なる策定と実施並びに MONUSCO (国際連合コンゴ民主共和国安定化ミッション) の介入部隊の責任を引き継ぐことができる十分に訓練された、適切に装備されたそして責任のある「迅速対応部隊」の編成を通したものを含む、治安部門改革に関するその公約を迅速に実施することを求める。安全保障理事会は、国際的および二国間の協力機関並びに国際連合制度により提供される治安部門改革のための支援を調整することにおける事務総長特別代表の指導的役割および PSC 枠組の下での DRC の公約を履行する DRC 政府を支援することにおける彼の役割をこの文脈において再確認する。安全保障理事会は、DRC 政府が安全、文民の保護、人権、国民和解、平和構築および同国における開発の促進と保護に主要な責任を負っていることをまたくり返し表明する。

安全保障理事会は、DRC 並びに同地域の全ての諸国の主権、独立、統一および領土保全に対する安保理の強い公約をくり返し表明しそして不干渉、善隣および地域協力の原則を十分に尊重する必要性を強調する。

安全保障理事会は、PSC 枠組の支援で、2013 年 5 月 22 日から 24 日まで、DRC、ルワンダおよびウガンダへの、大湖地区担当事務総長特使、メアリー・ロビンソンが同行した、国際連合事務総長潘基文および世界銀行グループ総裁ジム・ヨン・キムの合同訪問を賞賛し、そして同地域の人々の脆弱性を減らすための暮らしの回復と国境横断的な経済活動の再活性化と拡大を目的とした大湖地区における開発事業のために計画された資金源に 10 億ドルという世界銀行により為された発表を歓迎する。これに関連して、安全保障理事会は、多数国間機構および二国間協力機関に対し、PSC 枠組の目標を支援することを奨励しそして具体的な平和の配当を速やかに提供することの重要性を強調する。

安全保障理事会は、事務総長の個人的な外交的関与を賞賛しそして彼の特使、メアリー・ロビンソンに対する安保理の強い支援を再確認する。安全保障理事会は、特使メアリー・ロビンソンに対し、DRC 担当事務総長特別代表と調整してまたその適切な支援を得て、2013 年 9 月の国際連合総会の欄外における“11+4”地域的監視制度の次の会合での採択ために提示されることになっている達成目標と適切なフォローアップ措置の策定を含む、PSC 枠組の下での国のそして地域の公約の履行を主導し、調整しそして評価し続けることを奨励する。安保理は、PSC 枠組の履行において女性および市民社会を含めるた

めのまた紛争解決および平和構築における女性の完全且つ効果的な参加を促進するための、決議 1325 (2000) の履行のための準地域的行動計画の実施を通じたものを含む、特使の取組を更に賞賛する。これに関連して、2013年7月9～11日にブジュンブラで開催された女性、平和、安全および開発に関する地域会議を歓迎する。

安全保障理事会は、文民の犠牲者と移送の原因となった、また東部 DRC における危機の平和的且つ永続的な解決のための地域的および国際的努力を損なった、決議 2076 (2012) と 2098 (2013) に違反してゴマ近郊のムタオにおける「3月23日運動」(M23) 叛徒集団による 2013年5月20日から始まった 22日までの新しい攻撃および 2013年7月14日の二度目を非難する。安全保障理事会は、ゴマの直ぐ近くにおける M23 の継続した存在と北キブにおいて違法な二重行政を設立する M23 の試みについての安保理の強い非難をくり返し、そして M23 が完全に解散しまた武装解除することを要求する。

安全保障理事会は、DRC に関する国際連合制裁体制により一覧表に掲載された個人を含む、たくさん M23 戦闘員が、2013年3月18日に、DRC からルワンダに逃げたことに留意する。安全保障理事会は、この状況を取り扱うためルワンダ政府により速やかに取られた初動的措置に感謝の念をもって留意しそしてルワンダ政府に対し、これらの戦闘員が永続的に武装解除されそしてその中の子どもと女性に対して特に注意して、関連する国際法に従って扱われることを確保するため、国際連合および関連する国際機構と協力し続けることを奨励する。

安全保障理事会は、ルワンダ領域への FDLR (ルワンダ解放民主軍) による攻撃の報告を含む、東部 DRC における FDLR の増加した活動に懸念を表明し、また FDLR が完全に解散しまた武装解除することを要求する。

安全保障理事会は、66,000 人のコンゴ難民をもたらしそして FARDC と MONUSCO 双方の中の犠牲者の原因となった、カマンガの FARDC に対する 2013年7月11日のそしてムバ＝カマンガ軸に沿った MONUSCO 部隊に対する 2013年7月14日の民主同盟軍 (ADF-NALU) による新しい攻撃を更に非難する。

安全保障理事会は、M23、ルワンダ解放民主軍 (FDLR)、ADF-NALU、マイ・マイ・カタ＝カタンガおよび他の全ての武装集団が、性的およびジェンダーに基づく暴力、継続している子どもの勧誘と使

用、不安定化させる活動、人権侵害、国際人道法違反および DRC 政府を損なうための若しくは取って代わるための試みを含む、あらゆる形態の暴力を直ちに止めることを要求する。安全保障理事会は、そのような侵害の全ての実行者は責任を問われるべきことを強調する。安全保障理事会は、全ての武装集団の構成員が、直ちにそして永続的に解散しまたその武器を放棄することを更に要求し、そして東部 DRC における DRC 政府の国家権力の回復を求める。武装集団による子どもの大規模な勧誘と使用を強く非難する。安保理は、あらゆる種類の武装集団を寛大に取り扱わないばかりでなく援助や支援も提供しないという同地域の全ての諸国の新しい約束を強調する。

安全保障理事会は、広範囲な DRC における性的およびジェンダーに基づく暴力の事件を非難しそしてそのような行為を予防するためのまた対応するための効果的な措置の重要性を強調する。武力紛争下のレイプおよび他の形態の性的暴力は戦争犯罪であることを更に想起し、そしてそのような犯罪に対する刑事責任の免除を終わらせるため、責任を有する者の捜査と起訴を求める。

安全保障理事会は、260 万人の国内避難民および食料援助並びに緊急の農業援助を必要としている 640 万人の人々を含む、現行の人道危機について深刻な懸念を表明し、そして全ての当事者に対し、国際人道法および国際連合人道援助指導原則を含む、国際法の関連規定に従って、緊急の援助を必要としている全ての文民への時宜を得たまた十分な人道援助の提供のための安全且つ妨害のないアクセスを認めることを求める。安全保障理事会は、隣国の DRC からの 500,000 人以上の難民に懸念を更に表明しそして DRC および同地域の全ての国家に対し、適切な場合には、UNHCR の支援を得た、DRC への難民の最終的な且つ自発的な帰還を可能にする平和的な環境に向けて活動することを求める。安全保障理事会は、DRC からの難民に対して隣国により提供された支援をこれに関連して賞賛する。

安全保障理事会は、2012 年 11 月 24 日にミノバで犯された大量レイプを含む、FARDC の構成員により犯された国際人権法と人道法の違反を非難し、そして DRC 政府に対し、軍の階級に関わりなく、そのような違反に責任を有する者の身柄を迅速に拘束し、訴追しそして責任を問うことを求める。安全保障理事会は、DRC 政府に対し、改善された詳しく調査する制度を実施しそしてその治安部隊内により効果的な司法制度を確立することを更に求める。

安全保障理事会は、M23 の被収容者の申し立てられた虐待および FARDC の構成員による M23 戦闘員の死体への冒瀆の報告について深刻な懸念を表明する。安全保障理事会は、人権法および国際人道法

の違反を構成する、これらの主張を調査するためまたこれらの行為の実行者の責任を問うためコンゴ軍と MONUSCO により講じられた措置を歓迎する。安全保障理事会は、国際連合の人権の適切な評価政策に一致して、これらの事件に関与してきたと疑われている FARDC 部隊に対するその支援を再検討するため MONUSCO により講じられた措置に留意する。

安全保障理事会は、DRC 政府に対し、子どもの勧誘と使用を防止しまた終わらせるための並びに FARDC による子どもに対するあらゆる性的暴力の行為を防止しまた終わらせるためのその活動計画を実施し続けることを更に求める。

安全保障理事会は、メアリー・ロビンソン特使に対し、PSC 枠組を構築しつつ、紛争の基本的な根本原因に対処する全ての関連利害関係者を含む包括的な政治過程を主導し続けることをそして人権侵害と国際人道法違反に責任を有する者が責任を問われそして国の治安部隊への統合の資格がないことを確保することを奨励する。

安全保障理事会は、DRC における治安状況に対処する包括的な対処方法に対する MONUSCO の貢献を歓迎しそして MONUSCO の介入部隊の展開の迅速な完了を奨励する。安全保障理事会は、決議 2098 (2013) に従った、介入部隊に与えられた責任を含む、派遣団の文民保護任務の下でのあらゆる種類の責任を履行することに対する MONUSCO への全ての部隊要員提供国の公約を認める。

安全保障理事会は、MONUSCO と部隊要員提供諸国の著しい犠牲を認識しそして DRC における平和と安定を改善するためのその努力に対し謝意を表明する。

安全保障理事会は、平和維持要員に対する全ての脅威若しくは攻撃を非難しそしてそのような脅威若しくは攻撃に責任を有する者は、責任を問われなければならないことを強調する。安全保障理事会は、決議 2078 (2012) の第 3 および 4 項に定められた基準に従って、追加の対象を特定した制裁を審議する安保理の意図および MONUSCO の平和維持要員に対する攻撃を計画し、資金を提供しまたは参加した個人および団体に対する制裁措置を延長する安保理決定を想起する。